

1 計画策定の目的等

岬町では「増加が予想されるドライバーの安全性確保のための休憩機能の確保」と合わせた「豊富な観光・レクリエーション資源等を活用した地域の活性化」などの課題解決に向け、近年の社会的ニーズ（防災機能の確保や地球環境保全）などにも対応した道の駅の整備推進を図ることとしている。

本基本計画は、これらを踏まえ、道の駅「みさき」に関する将来像、整備の方向性を明確にするとともに、具体的な導入機能・施設や事業化に向けた事項についてとりまとめた基本計画を策定し、道の駅「みさき」の早期実現を目指すものである。

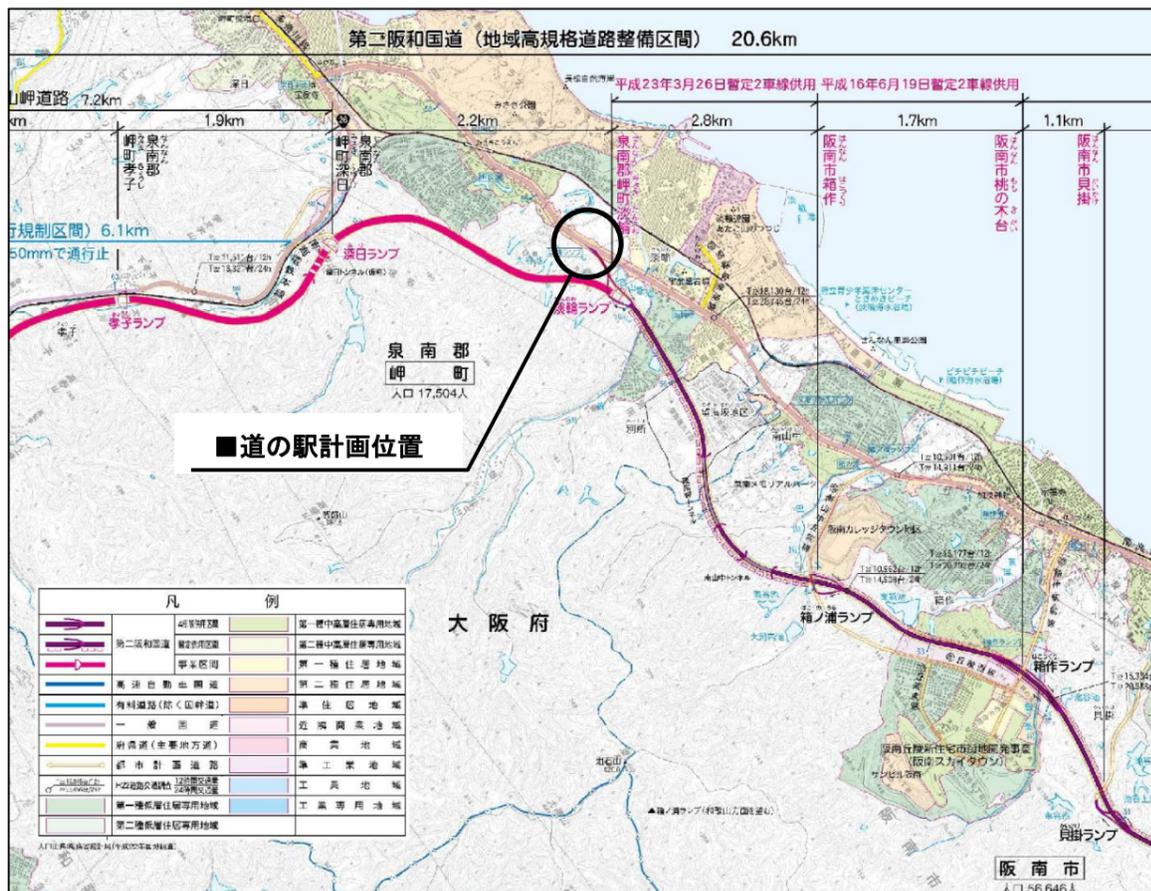


図- 道の駅計画位置

【道路管理者(国)と岬町(設置者)との「一体型」整備について】

本道の駅は、国道 26 号及び第二阪和国道の道路管理者である国と、設置者となる岬町との「一体型」整備を目指すものとする。

【道の駅の設置位置について】

本道の駅は、以下の当該地での立地のメリットを考慮し、淡輪ランプ交差点周辺に設置する。

- ・岬町の広域交通の玄関口にあたり、効果的な情報発信、地域振興が可能である。
- ・第二阪和国道（本線）からの道の駅利用が見込まれる。
- ・丘陵地形であり、海への眺望が確保可能である（特徴的な道の駅整備が可能）。
- ・岬町の主要な観光・レジャー施設（みさき公園、淡輪海水浴場）の近傍に位置する。
（これらの施設への移動時での立寄りが期待できる）

2 基本コンセプトの設定

(1)基本コンセプト

【基本コンセプト】

『みさきの丘の灯台』

～人や車、まちを「見・守り」「導き」「元気にする」地域活性化拠点の形成～

(2)基本方針

①「おもてなしの心で見・守る」

- ◎海が見える眺望が楽しめるように魅力的な視点場としての整備を進め、立ち寄り客の満足度を高める。
- ◎ドライバーが快適に休憩できる場所（癒される場所）として整備を進め、安全なドライブを支援する。
- ◎災害時に、一次避難所として活用可能な機能を有する場所として整備を進め、まちの人やドライバーなどへ安心・安全を提供する。

②「リアルタイムな情報や岬町の魅力等を伝え、導く」

- ◎リアルタイムな道路交通情報等をわかりやすく発信し、安全で快適な移動を実現する。
- ◎岬町の魅力などを含めた地域の観光情報（お得・リアルタイムな情報などを含む）や地域での交流・滞在などを促すような情報を積極的に発信するとともに、地域特有の食やイベント体験などの提供により来訪者をまちなかへと導く。

③「心と体・まちを元気にする」

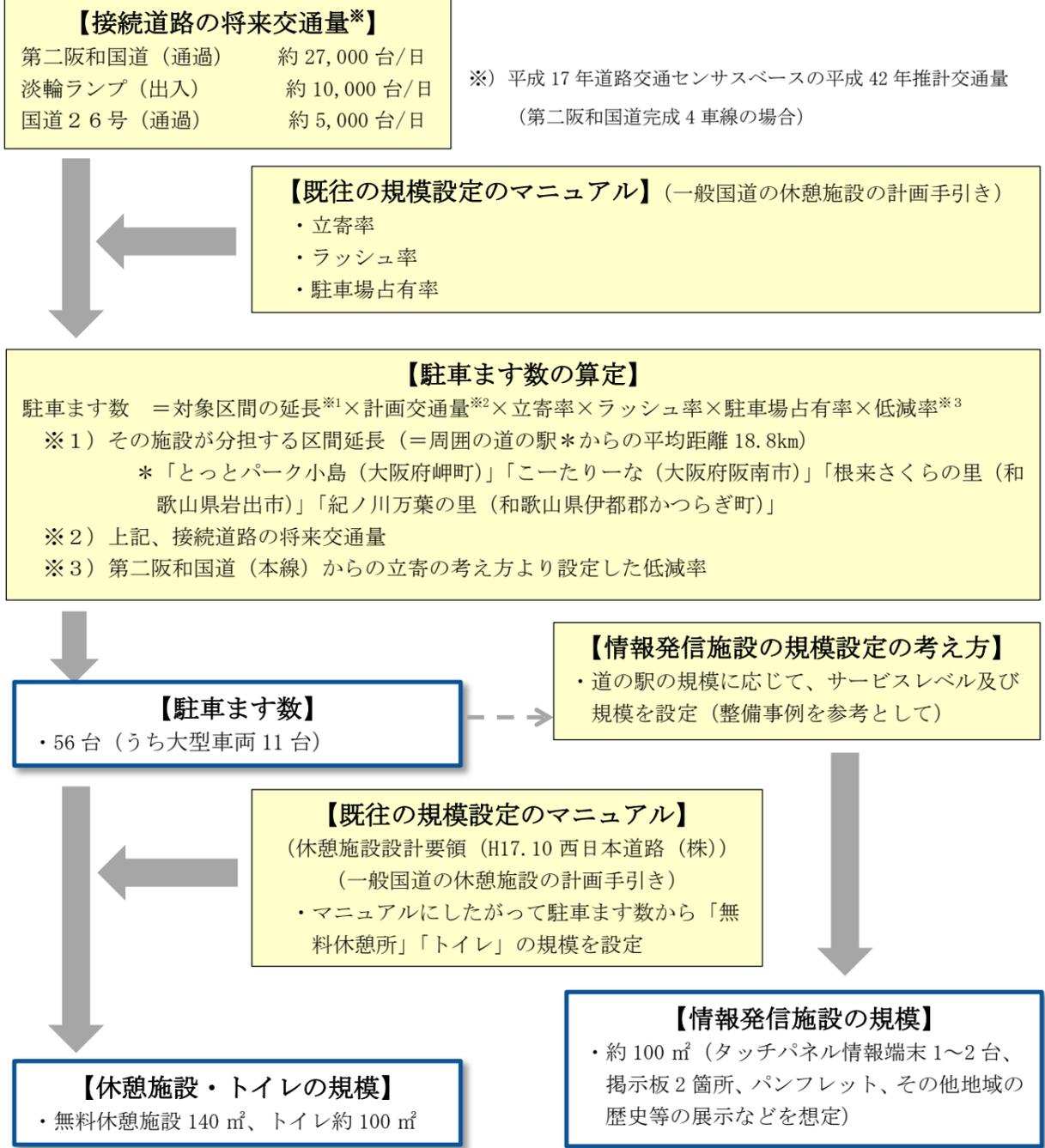
- ◎おもてなしの心や清潔感が感じられ、快適に休憩できる場所（癒される場所）として整備し、ドライバーを元気にする。
- ◎地域住民との連携、参画を得ながら、オリジナリティがある魅力的な特産品やおもてなしサービスを継続的に提供しつづけて、来訪者の満足度を高め、来訪者の増加により、まちの活性化を図る。
- ◎災害の発生を想定し、誰もが利用できるような避難者支援設備を配備することで、避難者や被災者の傷ついた心と体を癒し、元気にする。

本道の駅を「地域活性化拠点」として位置づけ、上記の①～③の基本方針の実現により、持続可能な地域発展を目指す。

表一 導入機能・施設

基本コンセプト(案)	基本方針(案)	導入機能	導入施設(案)	備考
みさきの丘の灯台 人・車、まちを「見・守り」「導き」「元気にする」地域活性化拠点の形成	『おもてなしの心で見・守る』	◎海が見える眺望が楽しめるように魅力的な視点場としての整備を進め、立ち寄り客の満足度を高める。	○レクリエーション機能 ○展望スペース *眺めをよくするため、地域振興施設等の2階部分を活用	
		◎ドライバーが快適に休憩できる場所(癒される場所)として整備を進め、安全なドライブを支援する。	○休憩機能 ○駐車場※ ○24時間トイレ※ ○休憩スペース※	※道の駅の基本的な施設
		◎災害時に、一次避難所として活用可能な機能を有する場所として整備を進め、まちの人やドライバーなどへ安心・安全を提供する。	○防災機能 ○非常用電源 ○飲料水・食料等(備蓄) ○防災用トイレ ○情報提供装置 (○駐車場は支援物資中継場所などとして利用)	
『リアルタイムな情報や岬町の魅力を伝え、導く』	◎岬町の魅力などを含めた地域の観光情報(お得・リアルタイムな情報を含む)や地域での交流・滞在などを促すような情報を積極的に発信するとともに、地域特有の食やイベント体験などの提供により来訪者をまちなかへと導く。	○観光情報発信機能	○観光案内所(観光情報端末、パンフレット設置)※ ○観光情報掲示板(観光施設情報、イベント情報、ロコミ情報、交流・滞在体験情報など)※ ○各施設への案内マップ(ウォーキングマップなど)の設置 ○まちの歴史・文化の紹介コーナー	※道の駅の基本的な施設
		◎リアルタイムな道路交通情報等をわかりやすく発信し、安全で快適な移動を実現する。	○道路情報発信機能	○道路交通情報(リアルタイムな道路交通情報をタッチパネル情報端末、掲示板、パンフレットなどを用いて提供)※ ○その他情報(緊急医療情報)
『心と体、まちを元気にする』	◎おもてなしの心や清潔感が感じられ、快適に休憩できる場所(癒される場所)として整備し、ドライバーを元気にする。 ◎地域住民との連携、参画を得ながら、オリジナリティがある魅力的な特産品やおもてなしサービスを継続的に提供しつづけて、来訪者の満足度を高め、来訪者の増加により、まちの活性化を図る。 ◎災害の発生を想定し、誰もが利用できるような避難者支援設備を配備することで、避難者や被災者の傷ついた心と体を癒し、元気にする。	○休憩機能	○軽食・喫茶、レストラン※(地元の特産品を用いた食事を提供) ○花壇やハーブ園(まちの住民が維持管理)	※道の駅の基本的な施設
		○地域振興機能	○海産物及び農産物等直売所(地元漁港や農家等と提携) ○加工品製造販売所(試食コーナーを含む) ○調理・加工体験コーナー ○魚とのふれあいコーナー ○イベント広場	※道の駅の基本的な施設
		○防災機能	(上記の防災機能に対応した導入施設(案)と同様)	

簡易パーキング施設(休憩施設、情報発信施設、トイレ、メイン駐車場)



地域振興施設（飲食施設・直売所等、第二駐車場）

【基本コンセプト等】

みさきの丘の灯台
人・車、まちを「見・守り」「導き」
「元気にする」地域活性化拠点の形成

【地域の特性】

- ・地域資源（魚介類、米、野菜類等）
- ・周辺施設等利用客層
- ・立地条件 など

【地域振興施設の内容・規模の設定】

■施設内容

- ・『食べる』（飲食施設）
- ・『買う』（生鮮品直売所、加工品販売所）
- ・『知る・情報を得る』（地域等の情報発信施設）
- ・『体験する・楽しむ』（調理・加工体験、展望施設、交流・イベント空間）

■施設規模

- ・約 800～1,000 m²

【類似施設の駐車場設置原単位】

- ・阪南市～岬町区間の国道 26 号沿道のロードサイド型店舗（飲食施設、コンビニ）の駐車場設置状況から駐車場設置原単位を設定

【駐車場規模設定の考え方】

- ・主要施設となる飲食施設と直売所の利用時間帯のピークはそれぞれ異なることから、過大整備を避けるため、どちらか大きい方の駐車場規模を第二駐車場規模とする。

（参考）駐車場規模の算定結果※

飲食施設 18 台 < 直売所等 42～56 台

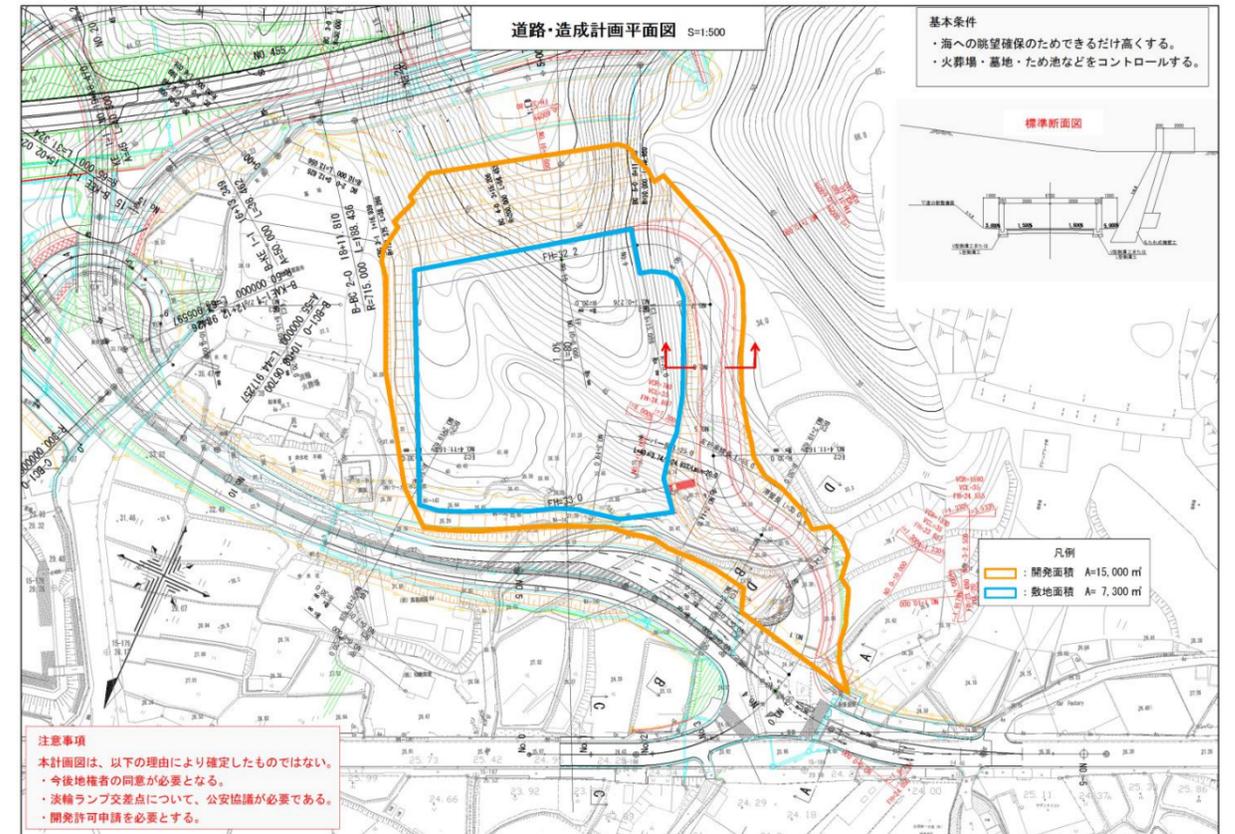
【第二駐車場の駐車ます数】

- ・42～56 台

※今後の地域振興施設の内容検討等の結果、変更の可能性はある。

5

道路・造成計画(案)



6

施設配置計画(案)



7 事業区分の考え方

		国と岬町の費用負担の考え方	費用負担の設定方法
建築物等整備	休憩施設・情報発信施設	・基本ルール※1による	100%国整備
	24時間トイレ	・基本ルール※1による	100%国整備
	地域振興施設	・基本ルール※1による	100%岬町整備
	備蓄倉庫等の防災施設	・道路管理者（国）と地方自治体とが連携した整備が行われている全国的な状況を踏まえて	国と岬町とが連携した整備
駐車場整備※2	メイン駐車場	・基本ルール※1による	100%国整備
	第二駐車場	・基本ルール※1による	100%岬町整備
取付道路の整備及び造成		・「国整備の簡易パーキング施設内に町整備の地域振興施設が設置される」という考え方に基づく（取付道路の整備及び造成については簡易パーキング整備に必要）	100%国整備
造成（道の駅の施設整備部分）		・道の駅の施設整備部分の造成は、原因者負担の原則に基づき、国と岬町の負担とする。	国整備部分と岬町整備部分の面積比で按分
公園・緑地整備		・公園・緑地部分は、できるだけ各施設の外構部分として整備する。	各施設整備主体が整備
造成法面（維持管理）		・本道の駅は北側、南側を第二阪和国道もしくは淡輪ランプに接していることから、国による管理を基本とする。	100%国整備
ライフライン等のインフラ整備費		・上下水道、電気等のライフラインは、国整備施設（休憩施設・トイレ・情報発信施設）と地域振興施設との共有施設となる。	各施設規模に応じて応分負担

※1) メイン駐車場及び休憩施設、情報発信施設、トイレについては道路管理者での整備であり、第2駐車場、地域振興施設について市町村等での調整となる。

※2) 隣接する歩行者用通路や緑地、照明設備等を含む

8 整備・運営手法

【整備手法】

本道の駅においては「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用した地域振興施設の整備を行う予定。

【運営(管理)手法】

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」では、実施要領によって以下のとおり規定されている。
 ○施設等の管理は、原則として、事業主体がこれを行うものとする。
 ○ただし、事業実施主体が直接管理する場合よりも、指定管理者に委託するほうが適切な管理ができると判断した場合は、下記の団体（指定管理者）に管理させることができる。

○管理できる団体は、活性化計画の区域内に存する団体である。

・実施要領 別表2 要件種別の事業実施主体欄に規定されている団体

都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁協者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、NPO法人など

上記を踏まえ、管理できる団体となりうる岬町内の団体に対して、運営条件や意向等を確認しながら、今後、選定作業を行う。

※ ただし、岬町の道の駅整備における条件等に、より適合した交付金があることが判明した場合、関係機関との調整のもと、その適用について検討を行う予定である。

9 今後の取り組み

今後は、本基本計画を踏まえながら、(仮称)道の駅「みさき」の実現化に向けて、国及び岬町との適切な役割分担により、以下のスケジュールで本道の駅の整備を行う。

表一 今後のスケジュール(予定)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
「道の駅」の基本計画			
造成等予備設計			
「道の駅」の覚え書き締結			
地区計画（都市計画決定）			
造成等詳細設計・開発申請及び建築物の基本・実施設計			
用地買収			
工事			
「道の駅」としての登録（供用）			

※) 「道の駅」としての登録（供用）は、平成27年度内を目指す。